議案第２０２号

さいたま市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年１１月２５日提出

さいたま市長　清　水　勇　人

さいたま市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

さいたま市道路占用料徴収条例（平成１３年さいたま市条例第２５９号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

別表（第３条関係）

占用物件		占用料	
		単位	金額
法第３２条第１項第１号に掲げる工作物	第１種電柱	［略］	２，１００円
	第２種電柱		３，３００円
	第３種電柱		４，４００円
	第１種電話柱		１，９００円
	第２種電話柱		３，１００円
	第３種電話柱		４，２００円
	その他の柱類		１９０円
	共架電線その他上空に設ける線類	［略］	１９円
	地下に設ける電線その他の線類		１１円
	路上に設ける変圧器	［略］	１，９００円
	地下に設ける変圧器	［略］	１，１００円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	［略］	３，８００円
	郵便差出箱及び信		１，６００円

改正前

別表（第３条関係）

占用物件		占用料	
		単位	金額
法第３２条第１項第１号に掲げる工作物	第１種電柱	［略］	１，８００円
	第２種電柱		２，８００円
	第３種電柱		３，７００円
	第１種電話柱		１，６００円
	第２種電話柱		２，６００円
	第３種電話柱		３，５００円
	その他の柱類		１６０円
	共架電線その他上空に設ける線類	［略］	１６円
	地下に設ける電線その他の線類		１０円
	路上に設ける変圧器	［略］	１，６００円
	地下に設ける変圧器	［略］	９７０円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	［略］	３，２００円
	郵便差出箱及び信		１，４００円

	書便差出箱				
	広告塔		［略］	１３，０００円	
	その他のもの		［略］	３，８００円	
法第３２条第１項第２号に掲げる物件	外径が０．０７メートル未満のもの		［略］	８０円	
	外径が０．０７メートル以上０．１メートル未満のもの			１１０円	
	外径が０．１メートル以上０．１５メートル未満のもの			１７０円	
	外径が０．１５メートル以上０．２メートル未満のもの			２３０円	
	外径が０．２メートル以上０．３メートル未満のもの			３４０円	
	外径が０．３メートル以上０．４メートル未満のもの			４６０円	
	外径が０．４メートル以上０．７メートル未満のもの			８００円	
	外径が０．７メートル以上１メートル未満のもの			１，１００円	
	外径が１メートル以上のもの			２，３００円	
法第３２条第１項第３号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第２条第２項第５号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	［略］	１１円
			その他のもの		３８円
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		［略］	２，８００円

	書便差出箱				
	広告塔		［略］	１１，０００円	
	その他のもの		［略］	３，２００円	
法第３２条第１項第２号に掲げる物件	外径が０．０７メートル未満のもの		［略］	６８円	
	外径が０．０７メートル以上０．１メートル未満のもの			９７円	
	外径が０．１メートル以上０．１５メートル未満のもの			１５０円	
	外径が０．１５メートル以上０．２メートル未満のもの			１９０円	
	外径が０．２メートル以上０．３メートル未満のもの			２９０円	
	外径が０．３メートル以上０．４メートル未満のもの			３９０円	
	外径が０．４メートル以上０．７メートル未満のもの			６８０円	
	外径が０．７メートル以上１メートル未満のもの			９７０円	
	外径が１メートル以上のもの			１，９００円	
法第３２条第１項第３号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第２条第２項第５号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	［略］	１０円
			その他のもの		３２円
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		［略］	２，６００円

		その他のもの	上空に設けるもの	［略］	１，９００円
			地下に設けるもの		１，１００円
	その他のもの				３，８００円
法第３２条第１項第４号に掲げる施設				［略］	３，８００円
法第３２条第１項第５号に掲げる施設	地下街及び地下室	［略］			［略］
		階数が３以上のもの			Aに０．００８を乗じて得た額
	上空に設ける通路				６，３００円
	地下に設ける通路				３，８００円
	その他のもの				３，８００円
法第３２条第１項第６号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの			［略］	１３０円
	その他のもの			［略］	１，３００円
道路法施行令（昭和２７年政令第４７９号。以下「令」という。）第７条第１号に掲げる物	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの		［略］	１，３００円
		その他のもの		［略］	１３，０００円
	標識			［略］	３，１００円
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		［略］	１３０円
		その他のもの		［略］	１，３００円
	幕（令第７条第４号に掲げ	祭礼、縁日その他の		［略］	１３０円

		その他のもの	上空に設けるもの	［略］	１，６００円
			地下に設けるもの		９７０円
	その他のもの				３，２００円
法第３２条第１項第４号に掲げる施設				［略］	３，２００円
法第３２条第１項第５号に掲げる施設	地下街及び地下室	［略］			［略］
		階数が３以上のもの			Aに０．００７を乗じて得た額
	上空に設ける通路				５，７００円
	地下に設ける通路				３，４００円
	その他のもの				３，２００円
法第３２条第１項第６号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの			［略］	１１０円
	その他のもの			［略］	１，１００円
道路法施行令（昭和２７年政令第４７９号。以下「令」という。）第７条第１号に掲げる物	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの		［略］	１，１００円
		その他のもの		［略］	１１，０００円
	標識			［略］	２，６００円
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		［略］	１１０円
		その他のもの		［略］	１，１００円
	幕（令第７条第４号に掲げ	祭礼、縁日その他の		［略］	１１０円

件	る工事用施設であるものを除く。）	催しに際し、一時的に設けるもの		
		その他のもの	［略］	１，３００円
	アーチ	車道を横断するもの	［略］	１３，０００円
		その他のもの		６，３００円
令第７条第２号に掲げる工作物			［略］	３，８００円
令第７条第３号に掲げる施設				Ａに０．０３４を乗じて得た額
令第７条第４号に掲げる工事用施設及び同条第５号に掲げる工事用材料			［略］	１，３００円
令第７条第６号に掲げる仮設建築物及び同条第７号に掲げる施設				３８０円
令第７条第８号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		［略］	Ａに０．０１を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Ａに０．０１８を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	［略］		［略］
		階数が３以上のもの		Ａに０．００８を乗じて得た額
	その他のもの			Ａに０．０２６を乗じて得た額
令第７条第９号に掲げる施設	建築物		［略］	Ａに０．０１３を乗じて得た額
	その他のもの			Ａに０．００９を乗じて得た額
令第７条	建築物			Ａに０．０２４を乗じて得

件	る工事用施設であるものを除く。）	催しに際し、一時的に設けるもの		
		その他のもの	［略］	１，１００円
	アーチ	車道を横断するもの	［略］	１１，０００円
		その他のもの		５，７００円
令第７条第２号に掲げる工作物			［略］	３，２００円
令第７条第３号に掲げる施設				Ａに０．０３１を乗じて得た額
令第７条第４号に掲げる工事用施設及び同条第５号に掲げる工事用材料			［略］	１，１００円
令第７条第６号に掲げる仮設建築物及び同条第７号に掲げる施設				３２０円
令第７条第８号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		［略］	Ａに０．００８を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Ａに０．０１７を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	［略］		［略］
		階数が３以上のもの		Ａに０．００７を乗じて得た額
	その他のもの			Ａに０．０２５を乗じて得た額
令第７条第９号に掲げる施設	建築物		［略］	Ａに０．０１を乗じて得た額
	その他のもの			Ａに０．００７を乗じて得た額
令第７条	建築物			Ａに０．０２２を乗じて得

第１０号に掲げる施設及び自動車駐車場		た額
	その他のもの	Aに０．００９を乗じて得た額
令第７条第１１号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	Aに０．０１３を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに０．０２４を乗じて得た額
	その他のもの	Aに０．０３４を乗じて得た額
令第７条第１２号に掲げる器具		Aに０．０２６を乗じて得た額
令第７条第１３号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	Aに０．０１３を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに０．０２４を乗じて得た額
	その他のもの	Aに０．０３４を乗じて得た額
令第７条第１４号及び第１５号に掲げる施設		Aに０．０３４を乗じて得た額

備考　［略］

第１０号に掲げる施設及び自動車駐車場		た額
	その他のもの	Aに０．００７を乗じて得た額
令第７条第１１号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	Aに０．０１を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに０．０２２を乗じて得た額
	その他のもの	Aに０．０３１を乗じて得た額
令第７条第１２号に掲げる器具		Aに０．０２５を乗じて得た額
令第７条第１３号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	Aに０．０１を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに０．０２２を乗じて得た額
	その他のもの	Aに０．０３１を乗じて得た額

備考　［略］

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後のさいたま市道路占用料徴収条例別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の占用に係る占用料について適用し、

同日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

3　前項の規定にかかわらず、施行日前に開始し、施行日以後に終了する占用であって、占用期間が１年未満であるものに係る占用料については、なお従前の例による。